

退職者のみなさまへ

全教・都教組共済

2022
年度 (2023年
3月迄)

引き続いての 加入をおすすめします



3 ページ 先進医療特約付
医療共済
新規加入 65歳まで
継続 80歳まで

5 ページ 先進医療自動付帯
**医療共済
終身タイプ**
新規加入 81歳まで
継続 生涯

6 ページ **生命共済**
新規加入 65歳まで
継続 80歳まで

7 ページ **傷害共済**
新規加入 65歳まで
継続 生涯

9 ページ 重要事項のご説明

※2022年8月現在の制度のものです。今後制度の改定をする場合があります。



こんにちは、**全教共済**です！

減り続ける年金、改悪続きの社会保障、そして新型コロナウイルスの感染拡大のもとで、退職教職員のくらしもたいへんです。そんな中、「仲間の助けあい」として全教共済の果たす役割はますます大きくなっています。

より良い「助けあいの共済」を目指し、この間もさまざまな検討を行ってきました。引き続き、全国の教職員と退職者の“相互扶助”の輪を広げていきます。

**好評
です！**

医療共済・ 医療共済終身タイプ

2021年
8月新設

「抗がん剤治療通院共済金」

加入者の声

退職後発症した膵臓のがんは手術でいったん除去しましたが半年後に再発し現在は抗がん剤治療を受けています。手厚い給付申請のアドバイス、励ましに日々感謝しています。今では生きる支えです。在職中に加入しておいて本当に良かったと思います。これからも宜しくお願い致します。

北海道 Nさん



昨年、
みなさまの声で
できました

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルスに感染し、医師や保健所の指示により、
ホテル・自宅療養の場合でも**給付金**を支払います。

教職員の

生活を守る

教職員を守る
「3つの運動」を
すすめています

いのちと健康を守る

身分を守る

**現職の方にもぜひ
おすすめください！**

全教共済は全教とともに教職員の生活を守る、いのちと健康を守る、身分を守る「3つの運動」をすすめています。お知り合いの現職の方にもぜひおすすめください。



先進医療特約付

医療共済

80歳まで
継続加入が
できます

「抗がん剤治療通院共済金」

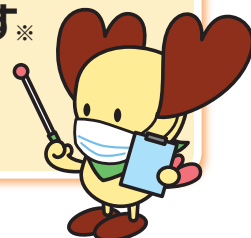
入院・通院時に所定の抗がん剤を投与または処方された場合、月1回、医療共済と終身タイプをあわせたすべての共済期間で通算60回を上限として給付します。

※保険診療の対象となる抗がん剤治療が対象です。 ※2021年8月より。

新型コロナウイルス感染症

によるホテル・自宅療養
にも給付します※

※新型コロナウイルス感染症によるホテル・自宅療養とは、陽性であること、保健所（医師）の指示があることが要件です。陽性の診断を受けない段階での発熱による自宅待機や、濃厚接触者等の自宅待機は対象外です。（2021年12月現在の考え方です）



5口加入の場合

例えば

▶ 胃腸炎で入院

胃腸炎で14日間の入院

入院1日目から給付

1口千円

5千円×14日

= **7万円** 給付



▶ 大腸ポリープ手術

日帰り手術
大腸ポリープ切除術※

1万5千円 給付



※2cm未満の場合。手術見舞金は診療報酬点数によって異なります。

🏥 手術見舞金

充実の保障

1口5万円（最高）

5万円×5口

= 最高**25万円** 給付



🏥 がんの入院

1口2千円

1日

2千円×5口

= **1万円** 給付



🏥 長期入院見舞金

1口3万円

3万円×5口 = **15万円** 給付

（65歳以下の方は連続して181日以上入院）
（66歳以上の方は連続121日以上入院）



どんな給付があるの？

1口あたり

共済金の種類	共済金の額
一般疾病・傷害入院 共済期間1年につき180日限度 (注1) ※66歳以上の方は120日限度となります。	1日 1,000円
がん入院 共済期間1年につき180日限度 (注1) ※66歳以上の方は120日限度となります。	1日 2,000円
長期入院見舞金 連続して181日以上入院の場合 (ただし共済期間1年につき1回) ※66歳以上の方は連続して121日以上入院	30,000円
手術見舞金 公的医療保険の診療報酬点数 800点以上の手術が対象	最高 50,000円
抗がん剤治療通院 (入院・通院にかかわらず月1回、 終身タイプ合わせて通算60回限度)	月1回 5,000円
出産祝金 (女性加入者のみ、子ども加入者は対象外)	2,000円
死亡見舞金	3,000円
先進医療特約(口数にかかわらず)	
先進医療技術料	技術料実額(年間通算2,000万円限度)
諸費用共済金	技術料の10%(1回最高40万円)

(注1) 入院限度日数は一般疾病・傷害・がんを通算した日数です。1月、4月～7月に加入された場合は加入年度の共済期間1か月につき15日限度となります。

※全教共済所定の診断書・施術証明書原本、病院所定の診断書原本について5,000円+税を限度に実費補助します(コピー、他生損保用紙は対象外)。



何口入れるの？

※退職者の新規加入は40～65歳の方が対象です。

加入者	年齢	加入できる口数	
		新規加入者	継続加入者
本人 配偶者	40～65歳	10口まで	
	66～80歳	66歳以上の方の新規加入・増口はできません。	10口まで
子ども	0～29歳	10口まで	

※配偶者・子どもの加入口数は本人の口数以内。



オススメポイント

医療共済の
先進医療特約

先進医療とは厚生労働省が定める高度な医療技術です。がんの陽子線治療は**300万円**近くの医療費が発生します。先進医療特約に加入していれば、毎年**2,000万円**までの厚生労働省が定める先進医療の費用が保障されます。

加入できる人 → 16ページをご確認ください。

★年齢の基準日は契約発効日の前日の満年齢です。★医療共済は自主共済のため、年末控除の対象になりません。

■重要事項のご説明は9ページ～10ページ・14ページに記載されていますのでご確認ください。

入院・手術したら
費用はいくらかかるの？

出典 医療保障ガイド 2020年9月改定

例えば 胃がんで15日間入院

例えば手術は胃全摘術

年齢40代・月収27万円以上51.5万円未満の場合

▶ 医療費の自己負担額合計 **177,976円**

▶ その他の自己負担額

差額ベッド代・レンタルパジャマ・見舞時の家族の
交通費・食費・その他の雑費=**133,000円**

自己負担額の合計(注)

310,976円

医療共済5口加入の場合

(がん入院1日あたり10,000円給付)

10,000円×入院期間15日間=**150,000円**胃全摘術(手術見舞金) =**210,000円**合計 **360,000円** **給付**

(注)自己負担額は年齢や月収などにより異なります。



掛金はいくら？

1口あたり/月額[年額]

0～25歳	125円 [1,500円]
26～50歳	215円 [2,580円]
51～60歳	325円 [3,900円]
61～65歳	550円 [6,600円]
66～80歳	830円 [9,960円]

口数なし/月額[年額]

先進医療特約

一律 **80円** [960円]

新規加入・増口・先進医療特約付帯は65歳まで。

医療共済終身タイプ

新規加入は
81歳まで

**入院日数は、毎年120日保障(終身の保障開始以降)
生涯を通しての入院限度日数はありません!**

40歳~65歳までにご加入の場合、医療共済部分の掛金も同時に一括でお支払いいただきます。

主な給付内容(1口あたり)

一般疾病・傷害入院	1日 1,000円
がん入院	1日 2,000円
手術見舞金	最高 50,000円
抗がん剤治療通院	月1回 5,000円 ※入院・通院日数にかかわらず月1回 医療共済合わせて通算60回限度
先進医療技術料	終身通算 2,000万円 ※口数にかかわらず
諸費用共済金	技術料の10%(1回最高40万円)

(加入できる方は、40歳以上の本人及び配偶者で
加入口数は10口限度です)

保障期間

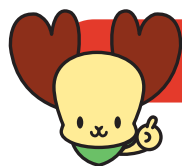
- 66歳から終身保障
(66歳になった直近の8月1日から)

掛金

- 掛金はすべて一括払となります
- 年齢により掛金は異なります

例 66歳加入 ➡ 1口 **27万円**

※66歳以降は医療共済との重複加入はできません。
※新規加入および増口分は、健康体の条件を確認します。
※保障開始後の解約返戻金はありません。
※新規加入は40歳以上の方が対象です。



くわしくは共済会へお問い合わせください。見積依頼もできます

★年齢の基準日は契約発効日の前日の満年齢です。★医療共済終身タイプは自主共済のため、年末控除の対象になりません。
■重要事項のご説明は11ページ・14ページに記載されていますのでご確認ください。

こんな時は
ご相談を!

動悸がして受診。
様子をみていいと
いわれたけど…。
家族も心臓病なので
自分も不安…。

全教共済 メディカルコール & こころのカウンセリングサービス

生命共済/医療共済/終身タイプ/傷害共済の加入者と
その家族(二親等以内の同居の親族まで)がご利用いただけます!

朝早く目が
覚めてしまったり、
ちょっとしたことで
涙がでてしまう…。
なんだろう これ?

メディカルコールサービス

- 1 緊急医療・一般健康相談サービス
- 2 医療機関案内サービス
- 3 育児・栄養相談サービス
- 4 お薬相談サービス
- 5 予約制専門医相談サービス
予約制がん専門医相談サービス

事前予約



ご利用時間 **24時間365日**
(一部予約制となります)

こころのカウンセリングサービス

- 1 電話カウンセリングサービス (事前予約)
- 2 対面カウンセリングサービス (事前予約)
- 3 メールカウンセリングサービス

※対面カウンセリングについては、地域や内容によりご希望に添えない場合がございます。
※電話及び対面カウンセリングは、お一人様年間5回まで無料(6回目以降はご本人負担)
となります。
※提携カウンセリングルームをご利用の場合は、当該機関の営業日・営業時間となります。



ご利用時間

①電話カウンセリング ②対面カウンセリング
予約受付: 9:00~19:00 365日
カウンセリング: 平日10:00~20:00
(12:00~14:00及び祝日・年末年始の休業日を除く)

くわしい各サービス内容は
全教共済HPでご案内!!

全教共済



クリック!!

通話料無料!! 携帯電話からもご利用になれます!



全教共済専用!
メディカルダイヤル

0120-880-317

★[全教共済]メディカルコール&こころのカウンセリングサービスは全教共済が東京海上日動メディカルサービス株式会社と提携して提供するものです。
★このサービス内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

生命共済

80歳まで
継続加入が
できます

病気やケガで障害が残った 場合にも安心の後遺障害共済金

どんな給付があるの？

1口あたり

死亡	一般死亡	100万円
		71歳以上の給付 60万円
	公務災害・ 交通事故死亡	150万円
		71歳以上の給付 90万円
後遺障害（14～1級）		1万円～50万円
		71歳以上の給付 1万円～30万円
死亡見舞金（注1）		1万円

（注1）健康体の条件に該当したため死亡共済金が支払われない場合、および
胎児契約者が死亡した場合。

後遺障害共済金の具体例

（5口加入・年齢70歳以下の場合）
71歳以上の方の給付は6割となります

胆のうを摘出した場合

13級 **75,000円** 給付
（1口あたり15,000円）



膝・股関節の 人工置換術

10級 **250,000円** 給付
（1口あたり50,000円）



人間ドック補助金

5口加入の場合 **10,000円** 給付

1口あたり2,000円を上限とした実費の補助

満60歳に達して迎える最初の4月1日
以降の人間ドックが対象です。



掛金はいくら？

1口あたり／月額〔年額〕

0～40歳	90円 [1,080円]
41～50歳	240円 [2,880円]
51～60歳	255円 [3,060円]
61～65歳	615円 [7,380円]
66～80歳	770円 [9,240円]

年齢の基準日は契約発効日の前日の満年齢です。

何口入れるの？

※退職者の新規加入は40～
65歳の方が対象です。

加入者	年 齢	加入できる口数	
		新規加入者	継続加入者
本人 配偶者	40～60歳	20口まで （配偶者は15口まで）	
	61～65歳	10口まで	
	66～80歳	66歳以上の方の新規 加入・増口はできません。	5口まで
子ども	0～29歳	10口まで	

※配偶者・子どもの加入口数は本人の口数以内。

※全教共済所定の診断書、病院所定の診断書原本について5,000円+
税を限度に実費補助します（コピー、他生損保用紙は対象外）。

加入できる人 → 16ページをご確認ください。

★生命共済は自主共済のため、年末控除の対象になりません。

■重要事項のご説明は11ページ～12ページ・14ページに
記載されていますのでご確認ください。

傷害共済

国内外のケガを
幅広く補償します。

「通院型」と「入院・通院型」があります。

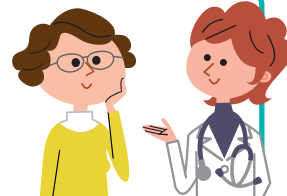
本人加入があれば配偶者、
子ども(別居の子を含みます)と同居の
親族それぞれ加入できます。

※子どもおよび同居の親族は合計
8人まで、同居の親族は血族6親
等以内と姻族3親等以内。



4日以内の通院は
**1口あたり
一律800円**給付。

5日以上の通院給付は別表
(15ページ)のとおり部位と
ケガの程度に応じて給付します。



こんな時いくら出るの? (5口加入の場合)

運動中のねんざで4日間通院した場合

800円×5口=4,000円
給付されます



階段から落ちて

ひざの骨を折って5日以上通院した場合

15,000円×5口=75,000円
給付されます



通院が5日以上になったら申請してください。

掛金はいくら?
何口入れるの?

1口あたり/月額[年額]

	掛金	加入できる 口数
通院型	40円 [480円]	10口まで
入院・ 通院型	100円 [1,200円]	10口まで

※「通院型」と「入院・通院型」の両方に加入することはできません。
※配偶者・子どもおよび同居の親族の加入口数は本人の口数以内です。型違い
でもご加入できます。

加入
できる人は?

退職教職員本人(新規加入は65歳まで)
のほか、配偶者・子ども(別居を含む)・同
居の親族もそれぞれ加入できます!

※子どもおよび同居の親族は合わせて8人まで加入できます。
※退職教職員本人以外は年齢は問いません。

※全教共済所定の診断書・施術証明書原本、病院所定の診断書
原本について5,000円+税を限度に実費補助します(コピー、
他生損保用紙は対象外)。

どんな給付があるの?

●通院型

1口あたり

通院 (注)	1日～4日	一律800円
	5日以上	2,000円～ 5日以上通院した場合の 給付支払表(15ページ)による

●入院・通院型

1口あたり

通院 (注)	1日～4日	一律800円
	5日以上	2,000円～ 5日以上通院した場合の 給付支払表(15ページ)による
入院(1日あたり)	1,000円	1共済期間につき 180日以内
死亡	100万円	
後遺障害共済金	最高100万円	

※事故日から180日以内が給付対象期間です。

(注) 1共済期間(8月1日～翌年7月31日)につき5回の事故までを限度
とします。短期契約者のうち、4月・5月加入の方は2回、6月・7月
加入の方は1回を限度とします。

ご注意

5日以上通院した場合、必ず医師の診断書が必要
です。治療途中であっても、給付申請できます。接
骨院・整骨院への通院のみの場合は、何日間通院
しても4日までの通院とみなします。

ケガによる通院は5日以上の場合、ケガの部位や症状別に応じた給付になります。

部位・症状別支払表

番号	症状	頭部	顔面部			頸部	胸部又は腹部	背部腰部又は臀部	上肢		下肢		※全身
			眼及び歯牙を除く	眼	歯				腕部	手指	脚部	足指	
1	打撲・擦過傷・挫傷・捻挫又は筋もしくは腱の損傷	2,000	2,000	—	—	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	—
2	挫創・挫滅創・切創	7,500	2,500	—	—	2,500	5,000	5,000	2,500	2,500	2,500	2,500	17,500
3	熱傷	2,500	2,500	—	—	2,500	5,000	5,000	2,500	2,500	2,500	2,500	17,500
4	筋、または腱の断裂	—	—	—	—	—	32,500	32,500	17,500	17,500	20,000	15,000	—
5	骨折、または脱臼	32,500	10,000	—	—	20,000	10,000	10,000	10,000	5,000	15,000	7,500	—
6	欠損または切断(歯牙は欠損のみ)	—	10,000	—	10,000	—	—	—	50,000	10,000	50,000	15,000	—
7	頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫	55,000	—	12,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	神経(脳および脊椎を除く)の損傷または断裂	—	10,000	30,000	—	20,000	—	20,000	20,000	15,000	20,000	15,000	—
9	脳または脊椎の損傷または断裂	60,000	—	—	—	60,000	—	60,000	—	—	—	—	—
10	臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴うもの)または眼球の損傷または断裂	—	—	30,000	—	—	45,000	—	—	—	—	—	—
11	臓器の損傷または破裂(手術を伴わないもの)	—	—	—	—	—	27,500	—	—	—	—	—	—
12	その他のケガ	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	—

※全身とは、それぞれの症状において以下の(1)から(6)までの部位のうち3部位にわたるものをいいます。

(1)頭部 (2)顔面部 (3)頸部 (4)胸部、背部、腰部および臀部 (5)上肢 (6)下肢

(注)同一の事故により被った傷害の部位および症状が上表の複数の項目に該当する場合、それぞれの項目より支払われるべき共済金のうち、最も高い額を通院共済金とします。

給付の対象となる「ケガ」の定義

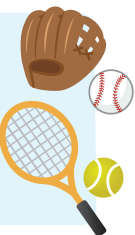
給付の対象となる「ケガ」とは、「急激」かつ「偶然」の「外来」の事故による身体の傷害です。具体的には、

- ①「急激」とは、傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
- ②「偶然」とは、傷害の原因となった事故または傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいい、被共済者の故意にもとづくものは該当しません。
- ③「外来」とは、傷害の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。



「ケガ」にあたらない例

- 野球肩 ■テニス肘
- ランニング中に痛くなった膝
- 農作業等の重労働後の腰の痛み
- 日焼け ■しもやけ ■靴ずれ
- 低温火傷



「ケガ」ではないと判断する可能性が高い傷病名

- インピンジメント症候群 ■上腕外側上顆炎
- 野球肘 ■肩関節周囲炎 ■腱鞘炎 ■疲労骨折
- 変形性関節症 ■腰部脊柱管狭窄症

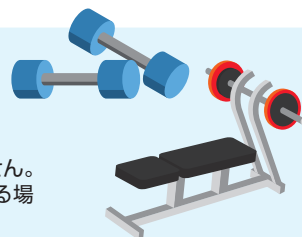
※審査においては、申告内容、傷病名などから傷害の三要件の有無を審査します。上記の傷病名に該当していないから給付されるというわけではありません。



筋肉トレーニングやストレッチ中等の受傷について

筋トレやストレッチ中等の受傷について、お問い合わせが増えております。「運動の繰り返しや反復動作中に発症したことから、急激性がない」という理由で、「ケガ」ではないと判断することがあります。

※「運動の繰り返し」の解釈は、受傷原因となる動作がその日の初回か否かのみを問うものではありません。非日常的な外力・明確な外因がなく、動作の積み重ねによる疲労の蓄積等によって発症したとみられる場合は、動作の初回での受傷(症状の自覚)であっても「運動の繰り返し」と判断することがあります。



共済金を支払いできない主なもの

- 疾病や心神喪失によるもの
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする事故
- 戦争、外国の武力行使、内乱等の事変、または暴動を原因とする事故
- 核燃料物質等の放射能汚染等による事故

★年齢の基準日は契約発効日の前日の満年齢です。 ★傷害共済は自主共済のため、年末控除の対象になりません。

■重要事項のご説明は13ページ～14ページに記載されていますのでご確認ください。

医療共済 重要事項のご説明

契約締結前にご注意いただく事項

1. 被共済者②の範囲

本人	共済契約者②をいいます。共済期間開始の前日の年齢が81歳未満に限りします。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。共済期間開始の前日の年齢が81歳未満に限りします。
子	共済契約者②の実子、養子または継子。共済期間開始の前日の年齢が30歳未満に限りします。

2. 補償等

(1) 共済金が支払われる場合

共済金の種類		共済金をお支払いする場合	
基本契約	入院共済金	○	疾病や傷害の治療のために国内外の病院または診療所に入院した場合に共済金を支払います。
	長期入院見舞金	○	実入院日数が連続して180日(被共済者②の年齢が66歳以上の場合には120日)を超えた場合に共済金を支払います。
	手術見舞金	○	疾病や傷害の治療のために国内の病院または診療所で所定の手術を受けた場合に共済金を支払います。
	抗がん剤治療通院共済金	○	加入後にがんと診断確定され、国内の病院または診療所で所定の抗がん剤治療を受けた場合に共済金を支払います。
	出産祝金	○	被共済者②のうち、共済契約者②または配偶者が出産した場合に共済金を支払います。
	死亡見舞金	○	被共済者②が死亡した場合に見舞金を支払います。
先進医療特約	先進医療技術料	○	療養を受けた時点で厚生労働大臣が定めた先進医療を、厚生労働大臣が定めた設置基準に適合する病院で受けた場合に共済金を支払います。
	諸費用共済金	○	先進医療技術料が支払われる場合に、先進医療技術料の10%を支払います。

(2) 共済金をお支払いしない主な場合

×	・被共済者②または共済金受取人②の故意・重大な過失による場合 ・被共済者または共済金受取人の犯罪行為による場合
×	新規加入および増口の場合、加入日前2年以内に診断確定されているがんと同一の特定部位・特定疾病(15ページ)に対する抗がん剤治療

3. お支払いする共済金の額

1口あたり

共済金の種類	共済金の額
一般疾病・傷害入院(共済期間1年につき180日限度) ^(注1)	1日 1,000円
がん入院(共済期間1年につき180日限度) ^(注1)	1日 2,000円
長期入院見舞金(連続して181日以上入院の場合) ^(注2)	30,000円
手術見舞金 ^(注3) 公的医療保険の診療報酬点数800点以上の手術が対象	最高 50,000円
抗がん剤治療通院(通算60回限度) ^(注4)	月1回 5,000円
出産祝金(女性加入者のみ、子ども加入者は対象外)	2,000円
死亡見舞金	3,000円

②の用語については、14ページ「用語の説明」をご覧ください。

先進医療特約 ^{(注5)(注6)} (口数にかかわらず)	
先進医療技術料	技術料実額(年間通算2,000万円限度)
諸費用共済金	技術料の10%(1回最高40万円)

(注1)入院限度日数は一般疾病・傷害・がんを通算した日数です。1月、4月～7月に加入された場合の限度日数は共済期間1か月につき15日限度となります。なお66歳以上の方の入院限度日数は120日限度となります。国内外での入院を対象とします。

(注2)66歳以上の方は連続して121日以上入院が対象となります。

(注3)国内における公的医療保険が対象とするKコード、Mコード、歯科Jコードの手術のみ。該当しない手術もあります。処置・検査は対象ではありません。

(注4)給付対象となる抗がん剤とは、がんの治療を目的として投薬または処方される厚生労働大臣の承認を受けている医薬品で、次のいずれかに該当する医薬品です。

(a)総務大臣が定める日本標準商品分類において、「8742腫瘍用薬」に分類されること。

(b)世界保健機構の解剖治療化学分類法による医薬品分類において、L01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)またはV10(治療用放射性医薬品)に分類されること。

(注5)公的医療保険制度に基づく療養のうち厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める医療機関で行われるものです。先進医療を受けた場合、「先進医療技術料」は患者の全額自己負担となります。「先進医療特約」では基本契約の口数にかかわらず技術料の自己負担分と諸費用共済金を給付します。

(注6)既加入者の先進医療特約付帯は契約更新時にお願いします。

◇新規加入者(先進医療特約新規付帯時含む)および増口加入者は健康体の条件を確認します。(15ページ参照)

4. 加入できる口数の限度

※配偶者・子どもの加入口数は本人の口数以内。

加入者	年齢	加入できる口数	
		新規加入者	継続加入者
本人	～65歳	10口まで	
配偶者	66～80歳	加入できません	10口まで ^(注1)
子ども	0～29歳	10口まで	

(注1)66歳以降の増口はできません。

5. 共済期間

発効日[?]または契約の更新日[?]から直近に訪れる7月31日まで

6. 共済掛金(1口あたり)

基本契約[?]

月額[年額]

被共済者 [?] の年齢	掛金
0～25歳	125円 [1,500円]
26～50歳	215円 [2,580円]
51～60歳	325円 [3,900円]
61～65歳	550円 [6,600円]
66～80歳	830円 [9,960円]

先進医療特約 [?]	一律80円 [960円] ^(注1)
---------------------	--------------------------------

(注1)新規加入は65歳まで。

契約締結後にご注意いただく事項

14ページ

医療共済終身タイプ^(終身医療共済) 重要事項のご説明

契約締結前にご注意いただく事項

医療共済と異なる部分のみ記載してします。主な内容は医療共済をご参照ください。

1. 被共済者^②の範囲

本人および配偶者

2. お支払いする共済金の額

1 口あたり

共済金の種類	共済金の額
死亡給付金	払込み掛金の10～100% 75歳までに死亡した場合
死亡見舞金	3,000円 76歳以上で死亡した場合
先進医療技術料	実費 通算2,000万円限度

3. 加入できる口数の限度

10口

5. 共済掛金(1口あたり)

共済期間開始年度に支払う場合27万円。払込み年齢によって変わります。

4. 共済期間

66歳になった直近の8月1日から終身
※65歳までは医療共済にご加入ください

6. クーリングオフについて

申込日から起算して8日目までであれば申込みの取消しができます。
申込みの取消しを希望される場合は各共済会にご連絡ください。

契約締結後にご注意いただく事項

14ページ

生命共済 重要事項のご説明

契約締結前にご注意いただく事項

1. 被共済者^②の範囲

本人	共済契約者 ^② をいいます。共済期間開始の前日の年齢が81歳未満に限りします。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。共済期間開始の前日の年齢が81歳未満に限りします。
子	共済契約者 ^② の実子、養子または継子。共済期間開始の前日の年齢が30歳未満に限りします。

2. 補償等

(1) 共済金が支払われる場合

共済金の種類		共済金をお支払いする場合	
死亡 共済金	一般死亡	○	交通事故および公務災害以外の理由によって死亡した場合に共済金を支払います。 胎児契約者の死産については除きます。
	交通事故死亡	○	交通事故によって死亡した場合に共済金を支払います。
	公務災害死亡	○	公務災害によって死亡した場合に共済金を支払います。
障害共済金		○	所定の障害状態になった場合に共済金を支払います。
死亡見舞金		○	「健康体の条件」に該当する被共済者 ^② が死亡した場合、または胎児契約者が死産した場合に共済金を支払います。
人間ドック補助金		○	満60歳に達して迎える最初の4月1日以降に人間ドック等の健康診断(公的医療保険が適用される検査は除く)を国内の医療機関で受け、その費用の一部または全部を被共済者が自己負担した場合に共済金を支払います。(2021年8月1日以降の説明です。2021年7月31日までは、共済開始日前日の満年齢で61歳以上の方が対象です。)

(2) 共済金をお支払いしない主な場合



- ・被共済者^②または共済金受取人^③の故意・重大な過失による場合
- ・被共済者または共済金受取人の犯罪行為による場合

3. お支払いする共済金の額

1 口あたり

共済金の種類		共済金の額
死亡共済金	一般死亡	100万円 ただし71歳以上については60万円
	交通事故死亡	150万円 ただし71歳以上については90万円
	公務災害死亡	150万円 ただし71歳以上については90万円
障害共済金		1万円(14級)～50万円(1級) ただし71歳以上については1万円(14級)～30万円(1級) (共済期間以前に障害を持つ加入者が既障害より上級の障害状態になった場合は、既障害の等級の共済金を差し引きします。)
死亡見舞金		1万円
人間ドック補助金		2,000円 ただし自己負担額が限度

4. 加入できる口数の限度

本人	60歳まで 20口、61～65歳まで 10口
配偶者	60歳まで 15口、61～65歳まで 10口 ただし、本人の口数以内
子	29歳まで 10口 ただし、本人の口数以内

新規加入・増口は66歳未満に限ります。
継続加入で66～80歳の場合は5口限度です。

5. 共済期間

発効日^②または契約の更新日^③から直近に訪れる7月31日まで

6. 共済掛金(1口あたり)

月額[年額]

被共済者 ^② の年齢	掛金
0～40歳	90円 [1,080円]
41～50歳	240円 [2,880円]
51～60歳	255円 [3,060円]
61～65歳	615円 [7,380円]
66～80歳	770円 [9,240円]

掛金は各共済会が定める方法に基づきお支払いいただきます。

契約締結後にご注意いただく事項

14ページ

傷害共済 重要事項のご説明

契約締結前にご注意いただく事項

1. 被共済者②の範囲

本人	共済契約者②をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
同居の親族	共済契約者②またはその配偶者と同一の家屋に居住している6親等内の血族および3親等内の姻族で、住民票の住所が同一かどうかは問いません。
別居の子	本人または配偶者と別居している子

2. 補償等

(1) 入院・通院型の共済金が支払われる主な場合

共済金の種類		共済金をお支払いする場合
死亡共済金	○	事故の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられたときは死亡共済金の全額をお支払いします。
障害共済金	○	事故の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に所定の後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて障害共済金をお支払いします。
入院共済金	○	事故の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院したときは、その入院日数に対し、1日につき入院共済金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限りします。
通院共済金	○	事故の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)したときは、部位および症状に応じて通院共済金をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限りします。

※この共済で給付の対象となる傷害は、「急激」かつ「偶然」な「外来」からの事故によるケガです。「急激」とは、突発的な事故から時間的間隔なくケガに至ることを意味します。「偶然」とは、「事故の発生」「ケガを発生」「事故とケガの発生」いずれかが予知できないことを意味します。「外来」とは、ケガの原因が身体の外からの作用によることを意味します。以上、3つの要件全てに当てはまるケガが給付の対象になります。そのため、疲労骨折や靴ずれ、しもやけ、野球肘、テニス肘などは対象になりません。

(2) 通院型の共済金が支払われる主な場合

共済金の種類		共済金をお支払いする場合
通院共済金	○	事故の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)したときは、部位および症状に応じて通院共済金をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限りします。

(3) 共済金をお支払いしない主な場合(入院・通院型、通院型共通)

		共済金をお支払いしない主な場合
傷害が以下に 起因する場合は 共済金をお支払 いしません。	×	- 被共済者②または共済金受取人②の故意・重大な過失による場合 - 被共済者②の自殺行為、犯罪行為、闘争行為による場合 - 自動車等の無資格・酒気帯び運転中の事故による場合 - 麻薬等により正常な運転ができない恐れがある状態での自動車等の運転中の事故による場合 - 脳疾患、疾病または心神喪失等を原因とする場合 - 妊娠・出産・早産・流産、または外科的手術等の医療処置を原因とする場合 - 自動車等による競技、競争、それらの練習をしている間に生じた事故による場合 - スカイダイビング、山岳登山等、危険なスポーツ中に生じた事故による場合 - 地震、噴火、またはこれらによる津波を原因とする場合 - 自動車競走選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中の事故による場合 - 発生原因にかかわらず誤嚥性肺炎

3. お支払いする共済金の額

1口あたり

共済金の種類		共済金の額
通院共済金	4日以内	一律800円
	5日以上	部位症状により2,000～60,000円
入院共済金		1日につき1,000円
死亡共済金		100万円
後遺障害共済金		最高100万円

給付対象期間は事故日から180日以内です。通院型の給付は通院共済金のみです。

4. 加入できる口数の限度

本人	10口
本人以外	本人の口数以内

本人の新規加入は66歳未満に限りします。

5. 共済期間

発効日②または契約の更新日②から直近に訪れる7月31日まで

6. 共済掛金(1口あたり)

	月額[年額]
入院・通院型	100円 [1,200円]
通院型	40円 [480円]

掛金は各共済会が定める方法に基づきお支払いいただきます。

契約締結後にご注意いただく事項
14ページ

1. 契約内容に関する届け出・通知義務等

共済契約者②は次の場合、直ちに各共済会へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- ・氏名や住所が変更となった場合
- ・被共済者③が死亡したとき

2. 指定代理請求人

共済契約者②が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、共済契約者②があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が共済金等を請求することができます（「指定代理請求制度」といいます）。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、共済契約者②の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます。

3. 契約の解約・取り消し・消滅

- ・共済契約者②は、特別な事情があると全教中央執行委員会が認める場合を除き、契約の中途解約はできません。
- ・共済契約者②が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行っていたときは、契約が取り消されることがあります。
- ※支払い事由④が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには返還していただきます。取り消された場合、契約当初からの払い込み掛金はお返ししません。
- ・被共済者③が死亡した場合、契約は消滅します。

4. 契約の無効

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。すでに共済金等を支払っていたときは返還していただきます。また、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として掛金をお返しします。

- ① 被共済者③がすでに死亡していたとき
- ② 被共済者③が運営要綱第6条（被共済者の範囲）に該当しないとき
- ③ 共済契約者②の意思によらないで共済契約の申込がなされていたとき
- ④ 被共済者③1人についての共済契約口数が、加入限度口数を超過している場合、その超過している口数

5. 契約の解除

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- ① 共済金受取人⑤が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- ② 共済契約関係者⑥または共済金受取人⑤が、共済金を支払わせることを目的として、支払い事由④を発生させ、または発生させようとしたとき
- ③ 共済契約者②が、申し込みの際に、故意または重大な過失により共済契約申込書の記載事項でこの会に事実を告げず、または当該事項について不実のことを告げたとき

その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取り扱い

本共済契約に関する個人情報は、ご契約の締結・維持・管理、共済金の給付のために利用するほか、全教構成組織や全教自動車保険のご案内のために利用することがあります。また、本共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

2. ご契約の条件について

過去の事故の発生状況等によっては、ご契約条件（ご契約の引き受け・補償内容等）についてご契約者のご希望にそえない場合があります。あらかじめご了承ください。

3. 継続契約について

この会が、運営要綱、運営細則、給付認定基準等を改定した場合、改定日以降を更新日⑦とする継続契約には、その更新日⑦における運営要綱、運営細則、給付認定基準等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や掛金が継続前の共済契約と異なることや、契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

4. 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに各共済会までご連絡ください。なお、共済金の請求を行う場合は、給付申請書に加え、運営要綱、運営細則および特約に定める書類のほか、この会が必要とする書類をご提出いただくことがあります。

5. 時効について

共済金を請求する権利は、事由の発生日から3年を経過したとき時効により消滅します。

②用語の説明

基本契約	契約のもっとも基本となる契約の部分で、特約を付帯する対象となっている主たる部分をいいます。
特約	基本契約とは別に共済金の支払いがあるように、基本契約に付帯することができるものをいいます。
共済契約者	全日本教職員組合共済会（以下「この会」といいます）と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
被共済者	共済契約により補償の対象になる方をいいます。
共済契約関係者	共済契約者およびその人と生計を一にする二親等内の親族をいいます。
生計を一にする（同一生計）	日々の消費生活において、各一の収入および支出の一部または全部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。
共済金受取人	共済事故が発生した場合に、この会に共済金を請求し共済金を受け取ることができる人をいいます。共済金受取人は契約者です。
支払い事由	共済金が支払われる事由をいいます。
発効日	申し込まれた契約の補償が開始する日をいいます。
更新日	共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の補償が開始される日をいいます。

生命共済・医療共済の「健康体の条件」

全教共済は「健康体の条件」を 給付申請時に 確認します



新規加入時
にはご自身で
ご確認ください



生命共済、医療共済には民間保険のような「健康告知」はありませんが、「健康体の条件」を設定しています。

新規加入や増口時には必ずご自身で「健康体の条件」に該当しないかご確認のうえ、お申込みください。全教共済では新規加入または増口後2年未満の給付事由について、**申請時に提出していただく「健康体の状況質問書」に基づき確認します。**その際、「健康体の条件」に該当していたことが判明した場合、新規加入・増口分については給付できません。「健康体の状況質問書」に虚偽があるなど故意または重大な過失があった場合には契約は解除となり、掛金は返還しません。

健康体の条件

- 1 加入申込締切日前1ヵ月間に病気加療中の方（病気加療中とは、月4日以上通院をいいます。ただし、風邪や軽度のケガを除きます）。
- 2 加入申込締切日前1ヵ月間に入院した方。
- 3 病気やケガ（手足などの骨折による場合を除く）のため、加入申込締切日1ヵ月前から遡る6ヵ月間に連続して14日以上入院、病休または安静加療した方。
- 4 病気やケガ（手足などの骨折による場合を除く）のため、加入申込締切日1ヵ月前から遡る1年間に開頭（穿頭術を含む）、開腹（腹腔鏡手術を含む）または開胸（胸腔鏡手術を含む）の手術を受けた方。

健康体の条件	期間			申込締切日	契約開始日
	前年2月1日～	前年 8月1日～	2月1日～	2月28日	4月1日
1	前年2月1日～ 7月31日	前年 8月1日～1月31日	2月1日～2月28日	2月28日	4月1日
2	前年3月1日～ 8月31日	前年 9月1日～2月28日	3月1日～3月31日	3月31日	5月1日
3	前年4月1日～ 9月30日	前年10月1日～3月31日	4月1日～4月30日	4月30日	6月1日
4	前年5月1日～10月31日	前年11月1日～4月30日	5月1日～5月31日	5月31日	7月1日
	前年6月1日～11月30日	前年12月1日～5月31日	6月1日～6月30日	6月30日	8月1日
1	月4日以上通院				
2	入院				
3	連続14日以上入院、病休または安静加療				
4	開頭（穿頭術を含む）、開腹（腹腔鏡手術を含む）または開胸（胸腔鏡手術を含む）の手術				

医療共済の

「健康体の条件」について

医療共済では、右表に示す「特定部位」や「特定疾病」に限定して「健康体の条件」を確認します。

申込時に「健康体の条件」に該当した方が、新規加入や増口後2年間に、同じ「特定部位」の病気・ケガ、「特定疾病」で給付申請した場合は新規加入・増口分については給付されません。

「特定部位」

分類	区別	特定する部位	分類	区別	特定する部位
頭部	—	頭蓋骨（上顎骨、下顎骨を含む）、頭蓋内・脳	骨盤部（腰部）	—	尿管・膀胱および尿道
	右・左	眼球、視神経および眼球付属器		—	前立腺
	右・左	耳（外耳、鼓膜、中耳、内耳、聴神経、乳様突起を含む）		—	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰囊ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限り）
	—	鼻（副鼻腔を含む）		—	陰囊（睾丸、副睾丸、精管、精索、精嚢を含む）および陰茎
	—	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺	胸部	—	子宮（異常妊娠、異常分娩、帝王切開を含む）
頸部	—	咽喉頭および喉頭（扁桃、声帯を含む）		—	卵巣、卵管および子宮付属器
	—	頸椎（椎間板、椎間関節）、頸部（筋肉、腱、神経）		—	膣および外陰部
	—	甲状腺および副甲状腺		—	腰椎（椎間板、椎間関節）、腰部の筋肉、腱、神経
胸部	—	食道および横隔膜		—	仙骨部（当該神経を含む）、尾骨部および骨盤
	—	肺臓、胸膜	上肢	右・左	肘（関節部）
	—	気管および気管支		右・左	上腕
	右・左	乳房、乳腺		右・左	前腕
	—	心臓		右・左	手首関節、手
	—	胸郭（肋骨、胸骨を含む）および縦隔		右・左	手指
	—	胸椎（椎間板、椎間関節）	下肢	右・左	肩関節部（鎖骨、肩甲骨を含む）
	—	盲腸（虫様突起）		右・左	股関節部
	—	胃		右・左	臀部
	—	十二指腸および空腸・回腸（小腸）		右・左	膝（関節部）
	—	肝臓		右・左	大腿
	—	胆嚢、胆管		右・左	下腿
	—	門脈および食道静脈		右・左	足（関節部）
	—	脾臓		右・左	足部
	—	脾臓		右・左	足趾
	—	腹膜、後腹膜、膈および腸間膜			
	右・左	腎臓、副腎			
	—	大腸（結腸）			

注：骨、軟骨、関節および腱、皮膚（頭皮、口唇を含む）および皮下組織は、それぞれについて上記表の特定部位と合わせて判断する。

「特定疾病」

部位に該当しない疾病等	悪性新生物	白血病、骨髄腫
	血液、代謝および内分泌疾患	貧血、多血症、骨髄線維症、紫斑病、血友病、糖尿病、痛風、高尿酸血症、脂質異常症・高脂血症、骨髄異形成症候群
	血圧の異常および血管の疾患	高血圧、低血圧（本態性以外）、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、静脈瘤、大動脈炎症候群
	神経および精神の疾患	多発性硬化症、脊髄小脳変性症、プリオン病、ハンチントン舞蹈病、統合失調症、躁うつ病、うつ病、気分変調症、神経症性障害、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症
	その他の疾患	膠原病、リウマチ、骨粗しょう症、骨軟化症、後縦靱帯骨化症、免疫不全症候群、HIV抗体検査陽性、肺外結核

